

## 「医工連携グローバル展開事業 研究開発事業 公募」FAQ

No	分類	問い合わせ内容 (Q)	回答内容 (A)
1	事業実施体制	公募要領に「共同体には、「中小企業」、「製造販売業許可を有する企業」、「医療機関」を置くことを必須とします」との記載がありますが、代表研究機関（中小企業やスタートアップ等）が自ら「製造販売業許可」を有している必要がありますか？	応募時点で代表研究機関が「製造販売業許可」を有していない場合は、当該許可を有している分担研究機関が共同体として入っていれば応募資格は満たされます。